長期継続契約を締結することができる契約に関する条例 平成16年12月24日条例第296号

改正

平成17年12月22日条例第96号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17の規定に基づき、長期 継続契約できる契約について定めるものとする。

(契約の種類)

- 第2条 長期継続契約できる契約は、次に掲げるものとする。
 - (1) 物品の賃貸借に関する契約
 - (2) 賃貸借契約を伴う物品の維持管理に関する業務委託
 - (3) 機器の設置を伴う庁舎等の警備業務委託

(契約期間の限度)

第3条 長期継続契約できる契約の期間は、5年以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月22日条例第96号)

この条例は、公布の日から施行する。